

令和 5 年度

集団指導資料

(相談系)

令和 6 年 3 月 2 2 日 (金)

倉敷市 保健福祉局

指導監査課

社会福祉部 障がい福祉課 事業所指導室

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な考え方

(1) 障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり

障害者が希望する地域生活を実現・継続するための支援の充実	障害者が希望する生活を実現するために重要な役割を担う相談支援について質の向上や提供体制の整備を図るとともに、障害者本人の意思を尊重し、選択の機会を確保するため、意思決定支援を推進する。
医療と福祉の連携の推進	医療機関と相談支援の連携について、多様なニーズに対応しつつ、さらなる促進を図る。
精神障害者の地域生活の包括的な推進	入院から退院後の地域生活まで医療と福祉等による切れ目のない支援を行えるよう、医療と障害福祉サービス等との連携を一層進める。

(2) 社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細かな対応

障害児に対する専門的で質の高い支援体制の構築	適切なアセスメントと子どもの特性を踏まえて、関係機関の連携強化を進め、特性に応じた質の高い支援を提供する。 家族支援を充実するとともにインクルージョンの取り組みを推進する。
障害者の多様なニーズに応じた就労の促進	本人の就労ニーズや能力・適性ととともに、就労に必要な支援や配慮を整理し、個々の状況に応じた適切な就労につなげる新しい障害福祉サービスである就労選択支援の創設（令和7年10月から）。

(3) 持続可能で質の高い障害福祉サービス等の実現

障害者虐待の防止・権利擁護のため、身体拘束適正化の徹底や同性介助の推進を図る。

【参考】意思決定支援ガイドライン

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000159854.pdf>

運 営 基 準 の 変 更 点

変更箇所	変 更 概 要	対 象
① 基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮する 事業者は、障害の有無にかかわらず、全ての者が共生することができるよう、地域社会への参加や包摂の推進に努めなければならない 利用者の希望を踏まえて障害者支援施設、精神科病院等から地域生活への移行の推進に努めなければならない 	計画相談
② 基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、障害の有無にかかわらず、すべての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加や包摂（インクルージョン）の推進に努めなければならない 	障害児相談
③ 計画作成	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の希望等を踏まえて作成するよう努めなければならない <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>意思決定支援の基本原則</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行う ② 職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するように努める姿勢が求められる ③ 本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、様々な情報を把握し、根拠を明確にしながら意思及び選好を推定する </div> <ul style="list-style-type: none"> アセスメントに当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない 	計画相談

変更箇所	変 更 概 要	対 象
④ 計画作成	<ul style="list-style-type: none"> 障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重されその最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう、障害児等の希望を踏まえて作成する 計画作成、情報提供・助言に当たっては、障害児等の選択及びインクルージョンの観点も踏まえ、福祉サービス等が多様な事業者から総合的・効果的に提供されるよう援助を行う 	障害児相談
⑤ サービス担当者会議等	サービス担当者会議及び個別支援会議について、 障害者本人の参加を原則 とし、会議において本人の意向等を改めて確認する。（本人の心身の状況等によりやむを得ない場合を除く）	計画相談
⑥ 人員基準 相談支援員（新設）	<p><相談支援員> 専ら当該指定特定相談支援事業所の職務に従事する者であって社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するもの</p> <p><配置の要件> 機能強化型の基本報酬を算定している特定相談支援事業所であって、かつ、主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制が確保されている場合</p> <p><行える業務> サービス等利用計画の原案の作成 モニタリング</p>	計画相談 障害児相談
⑦ 常勤・常勤換算要件の見直し	<p>従来の育児・介護による短時間勤務に加えて、「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱い、常勤換算上も1（常勤）として扱うことを認める</p> <p>【参考】厚生労働省ホームページ 治療と仕事の両立について https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html</p>	計画相談 障害児相談

変更箇所	変更概要	対象
⑧ ICTの活用による業務の効率化	<p>管理者について、以下のような措置を講じたうえで管理上支障がない範囲内において、テレワークにより管理業務を行うことを可能とする</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者及び従業者と管理者の間で適切に連絡が取れる体制を確保していること 緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定めておくとともに、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できるようにしていること 	計画相談 障害児相談
⑨ 虐待防止の推進	<p>令和4年度から義務化された委員会の開催・研修の実施・担当者の配置の規定に以下の内容を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> 虐待防止委員会において、外部の第三者や専門家の活用に努めること 管理者及び虐待防止責任者が、都道府県の実施する虐待防止研修を受講することが望ましいこと <p>⇒令和6年度から虐待防止措置が未実施の場合の減算を導入</p>	計画相談 障害児相談
⑩ 感染症対策	<p>令和3年度に改正 感染症の予防及びまん延の防止のための委員会の開催、指針の整備、研修・訓練（シミュレーション）の実施を義務付ける 平成5年度までは努力規定 ⇒令和6年度から義務化</p>	計画相談 障害児相談
⑪ 業務継続に向けた取組	<p>令和3年度に改正 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する相談支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）策定や研修・訓練の実施等を義務付ける ⇒令和6年度から義務化 ⇒令和7年度から未実施の場合の減算を導入</p>	計画相談 障害児相談

変更箇所	変更概要	対象
⑫ モニタリング期間の柔軟な設定	<p>モニタリング期間について、標準より短い期間で設定することが望ましい場合として、新たに以下を追加する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者支援施設又はグループホームを利用している者で、地域移行や一人暮らし等に係る意思が明確化する前の段階にあって、居住の場の選択について丁寧な意思決定支援を行う必要がある者 ・ 重度の障害を有する等により、意思決定支援のために頻回な関わりが必要となる者 ・ 進学や就労等のライフステージの移行期にある障害児や、複数の事業所を利用する等により発達支援や家族支援に係る連絡調整等が頻回に必要な障害児 	計画相談 障害児相談
⑬ 他のサービスとの連携	<p>個別支援計画の共有</p> <p>従前から、サービス等利用計画等の、担当のサービス事業所への提供は義務付けられていたが、今回、サービス事業所のサービス管理責任者等が作成した個別支援計画について、相談支援事業所に送付するよう規定された。</p>	計画相談 障害児相談
⑭ 他のサービスとの連携	<p>就労選択支援事業所との連携</p> <p>令和7年10月以降、就労継続支援B型の利用前に、また、令和9年4月以降、新たに就労継続支援A型を利用する意向がある者及び就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向のある者は、原則として就労選択支援を利用することとなる。それに伴い、就労選択事業所でのアセスメントの際の多機関連絡会議への参加や、アセスメント結果の提供を受けてのサービス等利用計画の見直しといった連携が求められる</p>	計画相談
⑮ 離島や過疎地などに置ける取扱い	<p>離島や過疎地など特別地域加算の算定対象となる地域においては、都道府県と連携した上で市町村が認める場合、アセスメント・モニタリング時の居宅等訪問、サテライト事業所の設置要件の緩和等を可能とする。</p>	計画相談 障害児相談

◎令和6年4月からの報酬改定の概要について（報酬編）

計画相談・障害児相談・地域移行・地域定着

●相談支援の充実

（１）基本報酬等の充実

- ①基本報酬の見直し〔計・障・移・定〕
- ②主任相談支援専門員加算【見直し】〔計・障〕
- ③地域体制強化共同支援加算【見直し】〔計・障〕
- ④地域生活支援拠点等機能強化加算【新設】〔計・障・移・定〕
- ⑤地域生活支援拠点等に係る既存の加算の見直し〔移・定〕

（２）医療等の多機関連携のための加算の拡充等〔計・障〕

- ①医療・保育・教育機関等連携加算【見直し】
- ②集中支援加算【見直し】
- ③入院時情報連携加算、退院・退所加算【見直し】
- ④居宅介護支援事業所等連携加算、保育・教育等移行支援加算【見直し】
- ⑤要医療児者支援体制加算【見直し】
- ⑥行動障害支援体制加算【見直し】
- ⑦精神障害者支援体制加算【見直し】
- ⑧高次脳機能障害支援体制加算【新設】

（３）ICTの活用等〔計・障〕

- ①ICTの活用等
- ②離島や過疎地などにおける取扱い

●共通事項・その他〔計・障・移・定〕

- ①虐待防止措置未実施減算【新設】
- ②業務継続計画未策定減算【新設】
- ③情報公表未報告減算【新設】
- ④指定申請・報酬請求関連文書等の標準様式・標準添付書類の作成

(1) 基本報酬等の充実

①基本報酬の見直し

- ・ 機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）について、
「協議会に定期的に参画し、関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること」及び「基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること」を要件に加えると同時に、更に評価する。
- ・ 複数事業所が協働で体制を確保することにより、機能強化型（継続）サービス利用支援費を算定できる場合の要件について、現行の内容に加えて、
「地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保すると同時に、協議会に定期的に参画していること」についても、対象に加える。

<<機能強化型サービス利用支援費等の拡充>>（計画相談・障害児相談）

新		旧	
・ 計画相談支援費		・ 計画相談支援費	
イ サービス利用支援費		イ サービス利用支援費	
(1) 機能強化型（Ⅰ）	<u>2,014 単位</u>	(1) 機能強化型（Ⅰ）	1,864 単位
(2) 機能強化型（Ⅱ）	<u>1,914 単位</u>	(2) 機能強化型（Ⅱ）	1,764 単位
(3) 機能強化型（Ⅲ）	<u>1,822 単位</u>	(3) 機能強化型（Ⅲ）	1,672 単位
(4) 機能強化型（Ⅳ）	<u>1,672 単位</u>	(4) 機能強化型（Ⅳ）	1,622 単位
(5) サービス利用支援費（Ⅰ）	<u>1,572 単位</u>	(5) サービス利用支援費（Ⅰ）	1,522 単位
(6) サービス利用支援費（Ⅱ）	732 単位	(6) サービス利用支援費（Ⅱ）	732 単位
ロ 継続サービス利用支援費		ロ 継続サービス利用支援費	
(1) 機能強化型（Ⅰ）	<u>1,761 単位</u>	(1) 機能強化型（Ⅰ）	1,613 単位
(2) 機能強化型（Ⅱ）	<u>1,661 単位</u>	(2) 機能強化型（Ⅱ）	1,513 単位
(3) 機能強化型（Ⅲ）	<u>1,558 単位</u>	(3) 機能強化型（Ⅲ）	1,410 単位
(4) 機能強化型（Ⅳ）	<u>1,408 単位</u>	(4) 機能強化型（Ⅳ）	1,360 単位
(5) 継続サービス利用支援費（Ⅰ）	<u>1,308 単位</u>	(5) 継続サービス利用支援費（Ⅰ）	1,260 単位
(6) 継続サービス利用支援費（Ⅱ）	606 単位	(6) 継続サービス利用支援費（Ⅱ）	606 単位

・ 障害児相談支援費		・ 障害児相談支援費	
イ 障害児支援利用援助費		イ 障害児支援利用援助費	
(1) 機能強化型 (Ⅰ)	<u>2,201 単位</u>	(1) 機能強化型 (Ⅰ)	2,027 単位
(2) 機能強化型 (Ⅱ)	<u>2,101 単位</u>	(2) 機能強化型 (Ⅱ)	1,927 単位
(3) 機能強化型 (Ⅲ)	<u>2,016 単位</u>	(3) 機能強化型 (Ⅲ)	1,842 単位
(4) 機能強化型 (Ⅳ)	<u>1,866 単位</u>	(4) 機能強化型 (Ⅳ)	1,792 単位
(5) 障害児支援利用援助費 (Ⅰ)	<u>1,766 単位</u>	(5) 障害児支援利用援助費 (Ⅰ)	1,692 単位
(6) 障害児支援利用援助費 (Ⅱ)	815 単位	(6) 障害児支援利用援助費 (Ⅱ)	815 単位
ロ 継続障害児支援利用援助費		ロ 継続障害児支援利用援助費	
(1) 機能強化型 (Ⅰ)	<u>1,896 単位</u>	(1) 機能強化型 (Ⅰ)	1,724 単位
(2) 機能強化型 (Ⅱ)	<u>1,796 単位</u>	(2) 機能強化型 (Ⅱ)	1,624 単位
(3) 機能強化型 (Ⅲ)	<u>1,699 単位</u>	(3) 機能強化型 (Ⅲ)	1,527 単位
(4) 機能強化型 (Ⅳ)	<u>1,548 単位</u>	(4) 機能強化型 (Ⅳ)	1,476 単位
(5) 継続障害児支援利用援助費 (Ⅰ)	<u>1,448 単位</u>	(5) 継続障害児支援利用援助費 (Ⅰ)	1,376 単位
(6) 継続障害児支援利用援助費 (Ⅱ)	662 単位	(6) 継続障害児支援利用援助費 (Ⅱ)	662 単位

(機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)を算定する事業所の要件について、以下の下線の内容を追加)

- ① 協議会に定期的に参画し、関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること。
- ② 基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること。
- ③ 運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること又は地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。(複数事業所が協働で体制を確保する場合の要件)

※1 特別地域加算の対象地域のうち、従業者の確保が著しく困難な地域に 所在する指定特定

相談支援事業所においては、都道府県と連携した上で市町村が認める場合、配置される常勤の相談支援専門員のうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していることに代えて、当該相談支援事業所以外に配置される主任相談支援専門員等により一定の指導及び助言が行われる体制が確保されていることで足りるものとする。

※2 経過措置として、改正前に機能強化型サービス利用支援費を算定していた事業所においては、令和7年3月31日までの間は、上記①及び②の要件を満たしているものとみなす。

※3 令和9年3月31日までの間は、以下のとおり取り扱う。

・ 上記②の要件について、令和9年3月31日までの間において、市町村が基幹相談支援センターを設置していない場合においては、地域の相談支援の中核を担う機関として市町村長が認める指定特定相談支援事業所等が行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していることとする。

・ 上記③の要件について、令和9年3月31日までの間において、市町村が地域生活支援拠点等を整備していない場合は、地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保することに代えて、緊急の事態等への対処及び地域における生活に移行するための活動に関する取組に協力することで足りるものとする。

<<地域移行支援サービス費の見直し>>【地域移行】

新	旧
イ 地域移行支援サービス費（Ⅰ） 3,613 単位／月	イ 地域移行支援サービス費（Ⅰ） 3,504 単位／月
ロ 地域移行支援サービス費（Ⅱ） 3,157 単位／月	ロ 地域移行支援サービス費（Ⅱ） 3,062 単位／月
ハ 地域移行支援サービス費（Ⅲ） 2,422 単位／月	ハ 地域移行支援サービス費（Ⅲ） 2,349 単位／月

<<地域定着支援サービス費の見直し>>【地域定着】

新	旧
イ 体制確保費 315 単位／月	イ 体制確保費 306 単位／月
ロ 緊急時支援費	ロ 緊急時支援費
（1）緊急時支援費（Ⅰ） 734 単位／月	（1）緊急時支援費（Ⅰ） 712 単位／月

●質の高い相談支援を提供するための各種加算の見直し

②主任相談支援専門員加算【見直し】

③地域体制強化共同支援加算【見直し】

- ・主任相談支援専門員配置加算について、新たな区分を創設し、地域の相談支援の中核的な役割を担う指定特定相談支援事業所において、主任相談支援専門員が地域の相談支援事業所の従事者に対し、その資質の向上のため指導・助言を実施している場合、更に評価する。
- ・地域体制強化共同支援加算の算定要件について、現行の内容に加えて、「地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画すること」についても、対象に加える。

《主任相談支援専門員配置加算の拡充》

[現 行]

主任相談支援専門員配置加算 100単位／月

- ※ 主任相談支援専門員を事業所に配置した上で、事業所の従業者等に対し当該主任相談支援専門員がその資質の向上のために研修を実施した場合に加算する。

[見直し後]

イ 主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ) 300単位／月

- ※ 地域の相談支援の中核的な役割を担う指定特定相談支援事業所であって、主任相談支援専門員を当該事業所に配置した上で、当該主任相談支援専門員が、当該事業所の従業者及びその他の相談支援事業所の従事者に対し、その資質の向上のため指導・助言を実施している場合に加算する。

ロ 主任相談支援専門員配置加算(Ⅱ) 100単位／月

- ※ 主任相談支援専門員を事業所に配置した上で、当該主任相談支援専門員が、当該事業所の従業者に対し、その資質の向上のために研修を実施した場合に加算する。

《地域体制強化共同支援加算の見直し》 2000単位／月

[現 行]

(算定要件)

運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。

[見直し後]

(算定要件)

運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること又は地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。

※ 令和9月31日までの間において、市町村が地域生活支援拠点等を整備していない場合は、地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保することに代えて、緊急の事態等への対処及び地域における生活に移行するための活動に関する取組に協力することで足りるものとする。

④地域生活支援拠点等の機能の充実

障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等について、障害者総合支援法の改正により市町村に対する努力義務を設け、その整備を推進するとともに、機能の充実を図る。

●地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設する。【自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援】

《地域生活支援拠点等機能強化加算【新設】》 500単位／月

以下のいずれかに該当する場合に加算する。

- ・ 計画相談支援及び障害児相談支援(機能強化型(継続)サービス利用支援費(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定する場合に限る。)と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを一体的に運営し、かつ、地域生活支援拠点等に位置付けられた相談支援事業者等において、情報連携等を担うコーディネーターを常勤で1以上配置されている場合
- ・ 計画相談支援及び障害児相談支援(機能強化型(継続)サービス利用支援費(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定する場合に限る。)自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援に係る複数の事業者が、地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営されており、かつ、地域生活支援拠点等に位置付けられた場合であって、当該事業者又はネットワーク上の関係機関(基幹相談支援センター等)において、情報連携等を担うコーディネーターが常勤で1以上配置されている場合

※ 配置されたコーディネーター1人当たり、本加算の算定人数の上限を 1月当たり合計100回までとする。

※ 以上の内容は計画相談支援について記載。障害児相談支援についても同様。

⑤ 地域生活支援拠点等に係る既存の加算の見直し

地域生活支援拠点等に係る既存の加算について、関係機関との連携調整に従事する者を配置することを要件に加える。【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援】

地域移行支援→体験利用加算(上乘せ分)、地域定着支援→緊急時支援費(Ⅰ)(上乘せ分)

(居宅介護の例)

[現行]

地域生活支援拠点等に位置付けられている場合に、更に1回につき50単位を加算する。

[見直し後]

地域生活支援拠点等に位置付けられ、かつ、関係機関との連携調整に従事する

者を配置している場合に、更に1回につき 50 単位を加算する。

(2) 医療等の多機関連携のための加算の拡充等

① 医療・保育・教育機関等連携加算【見直し】

② 集中支援加算【見直し】

③ 入院時情報連携加算、退院・退所加算【見直し】

④ 居宅介護支援事業所等連携加算、保育・教育等移行支援加算【見直し】

- ・ 医療・保育・教育機関等連携加算について、モニタリング時においても算定を可能とする。
- ・ 医療・保育・教育機関等連携加算及び集中支援加算について、利用者の通院に同行し障害者等の状況を情報提供する場合や、関係機関等からの求めに応じて障害者等の状況を情報提供する場合も加算の対象とするとともに、これらの場合について、一定の上限を設けた上で複数回の算定を可能とする。また、連携の対象に訪問看護の事業所を加える。
- ・ 上記以外の関係機関への訪問や情報提供等を評価する各種加算についても、関係機関への訪問による本人の状況説明や各種調整に伴う業務負担を踏まえ、単位数を引き上げる。

《医療・保育・教育機関等連携加算の拡充》

[現 行]

医療・保育・教育機関等連携加算 100 単位／月

※ 福祉サービス等提供機関（障害福祉サービス等を除く。以下①及び③において同じ。）の職員等と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、指定サービス利用支援を行った場合に加算する。

[見直し後]

医療・保育・教育機関等連携加算	<u>300 単位／月</u> (①-Ⅱ、②)
	<u>200 単位／月</u> (①-Ⅰ)
	<u>150 単位／月</u> (③)

※ 指定（継続）サービス利用支援を実施する月において、次の①～③のいずれかの業務を行った場合に加算

- ① 福祉サービス等提供機関の職員等と面談又は会議を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、以下を行った場合
- I 指定サービス利用支援
 - II 指定継続サービス利用支援
- ② 利用者が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、利用者の心身の状況、生活環境等の利用者に係る必要な情報を提供した場合（算定回数については、月3回、同一の病院等については月1回を限度とする。）
- ③ 福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して利用者に関する必要な情報を提供した場合（病院及び訪問看護の事業所、それ以外の福祉サービス等提供機関それぞれで月1回を限度とする。）

《集中支援加算の拡充》

[現 行]

集中支援加算 300 単位／月

※ 指定（継続）サービス利用支援を実施する月以外の月において、次の①～

③のいずれかの業務を行った場合に加算

① 障害福祉サービス等の利用に関して、利用者等の求めに応じ、月に2回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及び家族に面接する場合

②・③（略）

[見直し後]

集中支援加算 300 単位／月（①～④）

150 単位／月（⑤）

※ 指定（継続）サービス利用支援を実施する月以外の月において、次の①～

⑤のいずれかの業務を行った場合に加算

① 障害福祉サービス等の利用に関して、利用者等の求めに応じ、月に2回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及び家族に面接する場合（テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は利用者の居宅

等を訪問し、面接することを要する。)

②・③ (略)

④ 利用者が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、利用者の心身の状況、生活環境等の利用者に係る必要な情報を提供した場合(算定回数については、月3回、同一の病院等については月1回を限度とする。)

⑤ 福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して利用者に関する必要な情報を提供した場合(病院及び訪問看護の事業所又はそれ以外の福祉サービス等提供機関の区分ごとに、それぞれ月1回を限度とする。)

《入院時情報連携加算の拡充》

[現 行]

イ 入院時情報連携加算(Ⅰ) 200 単位/月

ロ 入院時情報連携加算(Ⅱ) 100 単位/月

[見直し後]

イ 入院時情報連携加算(Ⅰ) 300 単位/月

ロ 入院時情報連携加算(Ⅱ) 150 単位/月

《退院・退所加算の拡充》

[現 行]

退院・退所加算 200 単位/月

[見直し後]

退院・退所加算 300 単位/月

《居宅介護支援事業所等連携加算、保育・教育等移行支援加算の拡充》

[現 行]

(計画相談)

居宅介護支援事業所等連携加算 300 単位／月 (①、②)
100 単位／月 (③)

(障害児相談)

保育・教育等移行支援加算 300 単位／月 (①、②)
100 単位／月 (③)

※ 介護保険の居宅介護支援事業者等への引継に一定期間を要する者等に対し、次の①～③のいずれかの業務を行った場合に加算

- ① 月に2回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接する場合
- ② (略)
- ③ 他機関との連携に当たり、利用者の心身の状況等の必要な情報を提供する場合

[見直し後]

(計画相談)

居宅介護支援事業所等連携加算 300 単位／月 (①、②)
150 単位／月 (③)

(障害児相談)

保育・教育等移行支援加算 300 単位／月 (①、②)
150 単位／月 (③)

※ 介護保険の居宅介護支援事業者等への引継に一定期間を要する者等に対し、次の①～③のいずれかの業務を行った場合に加算

- ① 月に2回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接する場合 (テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は利用者の居宅等を訪問し、面接することを要する。)
- ② (略)
- ③ 他機関との連携に当たり、利用者の心身の状況等の必要な情報を提供する場合 (単位数の変更のみ)

●高い専門性が求められる者の支援体制

⑤要医療児者支援体制加算【見直し】

⑥行動障害支援体制加算【見直し】

⑦精神障害者支援体制加算【見直し】

- ・ 要医療児者支援体制加算、行動障害支援体制加算、精神障害者支援体制加算について、新たな区分を創設し、実際に医療的ケアを必要とする障害児者等に対して相談支援を行っている事業所については更に評価することとし、それ以外の事業所については、報酬単価を見直す。

《要医療児者支援体制加算の見直し》

[現 行]

要医療児者支援体制加算 35 単位／月

- ※ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

[見直し後]

イ 要医療児者支援体制加算（Ⅰ） 60 単位／月

- ※ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表しており、かつ、当該相談支援専門員により、医療的ケア児者に対して現に指定計画相談支援を行っている場合に加算する。

ロ 要医療児者支援体制加算（Ⅱ） 30 単位／月

- ※ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

《行動障害支援体制加算の見直し》

[現 行]

行動障害支援体制加算 35 単位／月

- ※ 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した相談支援専門員を事業

所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

[見直し後]

イ 行動障害支援体制加算（Ⅰ） 60 単位／月

※ 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表しており、かつ、当該相談支援専門員により、強度行動障害児者（障害支援区分3かつ行動関連項目等の合計点数が10点以上である者）に対して現に指定計画相談支援を行っている場合に加算する。

ロ 行動障害支援体制加算（Ⅱ） 30 単位／月

※ 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

《精神障害者支援体制加算の見直し》

[現 行]

精神障害者支援体制加算 35 単位／月

※ 地域生活支援事業による精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

[見直し後]

イ 精神障害者支援体制加算（Ⅰ） 60 単位／月

※ 以下のいずれも満たす場合に加算する。

- ・ 地域生活支援事業による精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合。
- ・ 利用者が通院する病院等における看護師（精神障害者の支援に関する一定の研修を修了した者に限る。）又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されており、かつ、当該相談支援専門員により、精神障害者に対して現に指定計画相談支援を行っている場合。

□ 精神障害者支援体制加算（Ⅱ） 30 単位／月

※ 地域生活支援事業による精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

●高次脳機能障害を有する者に対する報酬上の評価

⑧高次脳機能障害支援体制加算【新設】

高次脳機能障害に関する研修を受講した常勤の相談支援専門員を配置する事業所を評価する。【計画相談支援・障害児相談支援】

《高次脳機能障害支援体制加算【新設】》

イ 高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ） 60 単位／日

高次脳機能障害支援者養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表しており、かつ、当該相談支援専門員により、高次脳機能障害を有する利用者に対して現に指定計画相談支援を行っている場合に加算する。

□ 高次脳機能障害支援体制加算（Ⅱ） 30 単位／日

高次脳機能障害支援者養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

（3）ICTの活用等

① 以下の加算の要件である利用者への居宅訪問の一部について、テレビ電話装置等による面談の場合も算定可能とする。（ただし、月1回は対面による訪問を要件とする）

■ **初回加算**（契約日から3月を経過する日以降に、月2回以上、利用者の居宅等を訪問して面接した場合）

■ **集中支援加算**（計画作成月・モニタリング月以外において、月2回以上居宅訪問した場合）

■ **居宅介護支援事業所等連携加算**（月2回以上居宅訪問した場合）

■ 保育・教育等移行支援加算（月2回以上居宅訪問した場合）

≪初回加算の見直し≫ 300 単位／月（計画相談）

[現 行]

（算定要件）

- ・ 新規にサービス等利用計画を作成する場合

※ 月2回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族と面接を行った場合は、当該面接をした月分の単位数をさらに加算する。

[見直し後]

（算定要件）

- ・ 新規にサービス等利用計画を作成する場合

※ 月2回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族と面接を行った場合（テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は利用者の居宅等を訪問し、面接することを要する。）は、当該面接をした月分の単位数をさらに加算する。

→ 集中支援加算、居宅介護支援事業所等連携加算、保育・教育等移行支援加算についても同様。

②離島や過疎地などにおける取扱い

- ・ 離島や過疎地など特別地域加算の算定対象となる地域においては、都道府県と連携した上で市町村が認める場合、以下の取扱いを可能とする。

■ 居宅訪問を要件とするサービス等利用計画の作成やモニタリングについて、指定特定相談支援事業所と利用者の居宅等との間に一定の距離がある場合であって、面接を行う前月又は前々月に当該利用者の居宅等を訪問してアセスメント又はモニタリングに係る面接を行った場合は、テレビ電話装置等を活用して面接を行うことができることとする。

■ 居宅訪問や事業所訪問を要件とする各種加算について、指定特定相談支援事業所と訪問する居宅等との間に一定の距離がある場合は更に評価する。

- 従たる事業所（サテライト）について、解釈通知において、主たる事業所から 30 分で移動可能な範囲を超えて支援を行う場合であっても設置を可能とする。
- 機能強化型の基本報酬の算定について、複数の事業所間が通常の相談支援の実施地域を越える場合や、当該事業所以外の主任相談支援専門員等により一定の指導・助言が行われる体制が確保されている場合も算定可能とする。

《特別地域加算の対象区域におけるテレビ電話装置等の活用【新設】》

指定（継続）サービス利用支援について、相談支援専門員は、次に掲げる要件をいずれも満たす場合には、テレビ電話装置等を活用して利用者に対するアセスメント又はモニタリングに係る面接を行うことができる。

- 一 当該アセスメント又はモニタリングに係る利用者が特別地域加算の対象地域に居住し、かつ、指定特定相談支援事業所と当該利用者の居宅等との間に一定の距離があること。
- 二 当該面接を行う日の属する月の前月又は前々月に、当該利用者の居宅等を訪問してアセスメント又はモニタリングに係る面接を行ったこと。

《遠隔地訪問加算【新設】》 300 単位／回

特別地域加算の対象区域に所在し、かつ、指定特定相談支援事業所との間に一定の距離がある利用者の居宅等、病院等その他機関を訪問して、以下の加算を算定する場合に、これらの加算の算定回数に応じて加算する。

- ・初回加算（契約日から 3 月を経過する日以降に、月 2 回以上、利用者の居宅等を訪問して面接した場合に限る。当該面接をした月数に応じて加算する。）
- ・入院時情報連携加算（病院等への訪問による情報提供に限る。）
- ・退院・退所加算
- ・居宅介護支援事業所等連携加算（利用者の居宅等への訪問により面接する場合に限る。）
- ・保育・教育等移行支援加算（利用者の居宅等への訪問により面接する場合に限る。）

- ・医療・保育教育機関等連携加算（福祉サービス等提供機関への訪問により情報提供を受ける場合、利用者が病院等に通院するに当たり、病院等への訪問により情報提供する場合に限る。）
- ・集中支援加算（利用者の居宅等への訪問により面接する場合、利用者が病院等に通院するに当たり、病院等への訪問により情報提供する場合に限る。）

→機能強化型の基本報酬の算定について、（１）①参照

●共通事項

（１）障害者虐待防止の推進【全サービス】

- ① 令和４年度から義務化された障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等に対して、基本報酬を減算する。
- ② 指定基準の解釈通知において、
 - ・虐待防止委員会（身体拘束適正化委員会を含む。）において、外部の第三者や専門家の活用に努めることや、
 - ・障害福祉サービス事業所等の管理者及び虐待防止責任者が、都道府県の実施する虐待防止研修を受講することが望ましいことを明示する。

《虐待防止措置未実施減算【新設】》

次の基準を満たしていない場合に、所定単位数の１％を減算する。

- ① 虐待防止委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

（２）業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化【全サービス】

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策

定の場合、基本報酬を減算する。その際、一定程度の取組を行っている事業所に対し経過措置を設けることとする。

《業務継続計画未策定減算【新設】》

以下の基準に適用していない場合、所定単位数を減算する。

- ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
- ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

※ 令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。

ただし、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

※ 就労選択支援については、令和9年3月31日までの間、減算を適用しない経過措置を設ける。

（減算単位）

- ・ 所定単位数の3%を減算
（対象サービス：療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設）
- ・ 所定単位数の1%を減算
（対象サービス：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練（宿泊

型自立訓練を除く。)、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、就労選択支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

(3) 情報公表未報告の事業所への対応【全サービス】

- ① 利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を新設する。
- ② また、施行規則において、都道府県知事は指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。

《情報公表未報告減算【新設】》

障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合、所定単位数を減算する。

- ・ 所定単位数の10%を減算

(対象サービス：療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設)

- ・ 所定単位数の5%を減算

(対象サービス：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、就労選択支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）)

《都道府県等による確認【新設】》

都道府県知事等は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていることを確認するものとする。

(4) その他

- ・障害福祉サービス等事業者が障害者総合支援法等の規定に基づいて地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書、報酬請求関連文書等について、国が令標準様式及び標準添付書類を作成することとされました。

→今後様式等が示されましたら取扱いについて改めてお知らせします。

指定基準省令及び解釈通知

	指定基準省令	解釈通知
計画相談支援	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 (平成 24 年 3 月 13 日 厚生労働省令第 28 号)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について (平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 22 号)
障害児相談支援	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 (平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 29 号)	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について (平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 23 号)

指導監査について

■ 集団指導

毎年度 1 回一定の場所に対象事業者を招集し、講習会方式により指導を行います。

(計画：総合支援法第 10 条第 1 項、障害児：児童福祉法第 57 条の 3 の 2)

■ 運営指導

障害福祉サービス事業者のサービスの質の確保・向上を図ることを目的に、概ね 3 年に 1 回、サービス事業者等の所在地において、原則実地で、各種書類・帳簿の確認、ヒアリングを行うことにより実施します。

(計画：総合支援法第 10 条第 1 項、障害児：児童福祉法第 57 条の 3 の 2)

■ 監査

運営基準等の指定基準違反や不正請求、利用者への虐待等が疑われるとき、その確認及び行政上の措置が必要であると認める場合に実施します。

監査の結果、指定基準違反等が認められた場合には、勧告、命令、指定の取消し等の行政上の措置を行います。

(計画：総合支援法第 51 条の 27～29、障害児：児童福祉法第 24 条の 34～36)

■サービスの具体的な取扱い方針

【計画：基準省令第15条第2項 第3項】【障害児：基準省令第15条第2項 第3項】

	サービス内容	留意事項
サービス 利用支援	<p>ア アセスメントの実施</p> <p>アセスメント⇒利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握を行うこと</p> <p>アセスメントの方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援専門員（又は相談支援員）が ・利用者の居宅等（障害児は居宅）を訪問し、 ・利用者及びその家族に面接により 行うこと <p>イ サービス等利用計画案の作成（以下を記載）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者およびその家族の生活に対する意向 ・総合的な援助の方針 ・生活全般の解決すべき課題 ・提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期 ・福祉サービス等の種類、内容、量 ・福祉サービス等を提供する上での留意事項 ・モニタリング期間 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○サービス等利用計画案 ○サービス等利用計画案【週間計画表】 ○申請者の現状（基本情報） ○申請者の現状（基本情報）【現在の生活】 </div> <p>⇒作成後、利用者および家族への説明、文書による同意を得て、申請者に交付し、市町には写しを提出する。</p> <p>ウ サービス担当者会議の開催</p> <p>支給決定を受けて、サービス等利用計画案を見直し、指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者との連絡調整を行うとともに、サービス担当者会議を開催し、担当者から意見を求める。</p> <p>サービス担当者会議とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援専門員（相談支援員は不可）が ・サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を集めて ・計画相談支援については、利用者も加えて 開催する会議（テレビ電話等での開催も可） <p>エ サービス等利用計画の交付</p> <p>相談支援専門員（相談支援員は不可）がサービス担当者会議を経て完成した計画案を利用者及び家族に説明し、文書による同意を得て、申請者及びサービス事業者に交付。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○サービス等利用計画 ○サービス等利用計画【週間計画表】 </div> <p>⇒市町に計画の写しを提出</p>	<p>※利用者が意思決定に困難を抱える場合には適切に意思決定を行うために、利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握すること。障害児については、年齢及び発達の程度に応じてその意見が尊重されその最善の利益が優先して考慮されること。</p> <p>※居宅等を訪問し、利用者が居所において日頃生活している様子や生活環境等を実地で確認することが必要です。</p> <p>※アセスメント～計画案の作成までは「相談支援員」単独で行えますが、計画案の利用者等への説明からは「相談支援員」単独では行えませんが、「相談支援員」は主任相談支援専門員等が行うこれらの業務場面に同行した上で、利用者に対する支援のプロセス全体に関わる必要があります。</p> <p>※利用者の意向を改めて確認するために、サービス担当者会議に利用者も参加することとされました。（計画相談支援）</p> <p>※サービス事業所から、サービス等利用計画を交付されていないとの声を聞きます。利用者同意を得たら、早急に担当者に送付してください。</p>

<p>継続 サービス 利用支援</p>	<p>ア モニタリングの実施 受給者証に記載されたモニタリング期間ごとに、サービス等利用計画が適切であるかどうか、目標は達成されているか、サービスの利用状況を検証する。</p> <p>モニタリングの方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援専門員（又は相談支援員）が ・利用者及びその家族、サービス事業者等と継続的に連絡を行い ・モニタリング期間ごとに、利用者の居宅等（障害児は居宅）を訪問し ・利用者に面接して行い ・その結果を記録する こと <p>イ 検証結果及び心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、サービス等利用計画の見直しを行う。</p> <p>ウ モニタリング結果に基づき、いずれかを提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス等利用計画をそのまま継続する。 ・新たな支給若しくは支給決定の変更、または地域相談支援給付が必要と認められる場合においては、当該申請の勧奨を行う。 <p>→継続サービス利用支援からサービス利用支援に変更。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○モニタリング報告書 ○（継続）サービス等利用計画 ○（継続）サービス等利用計画【週間計画表】</p> </div> <p>⇒作成後、サービス担当者会議を経て完成した計画案を利用者及び家族に説明し、文書による同意を得て、申請者及びサービス事業者に交付。</p> <p>市町には計画の写しと、モニタリング報告書を提出する。</p>	<p>※モニタリングは相談支援員も行うことができます。</p> <p>※居宅等の訪問に代えて、電話・文書による照会で可能とする、新型コロナによる臨時的な取り扱いは、終了しています。モニタリングの際には、利用者の居宅等を訪問してください。</p> <p>※モニタリング期間が適切にかんづいてもモニタリング時に検討し、変更する必要がある場合には、利用者及び市町村と協議し、手続きを取る必要があります。</p> <p>※サービス等担当者会議を開催し、支援内容を調整する。</p>
-----------------------------	--	--

※ アセスメント、担当者会議、モニタリング等が基準に従って実施されていない場合は、算定要件を満たさないため給付費の支払いができません。実施状況の記録が給付費請求の根拠となります。実施記録は必ず作成、保管してください。

【主な指摘事項】

- ・アセスメントやモニタリングの記録がない。または日付や場所、出席者の記載がなく不完全である。
- ・アセスメントやモニタリングを利用者の居宅等で行っていない。
- ・大半のケースでサービス担当者会議が開催されていない。
- ・サービス等利用計画案（障害児支援利用計画案）や、サービス等利用計画（障害児支援利用計画）に利用者の同意が記録されていない。
- ・モニタリングや計画の見直しが、受給者証に記載された期間通りに実施されていない。
- ・サービス担当者会議の記録がない。または日付や場所、出席者の記載がなく不完全である。
- ・サービス等利用計画を他の福祉サービス担当者に交付していない。

人員基準関係

■従業者及び管理者

職種	配置基準
管理者	原則として管理業務に従事する者 (業務に支障がない場合は、他の職務と兼務可)
従業者	<ul style="list-style-type: none">・専従の相談支援専門員を置くこと (業務に支障がない場合は、他の職種と兼務可)・相談支援専門員の員数の標準は、計画相談支援対象障害者 (障害児相談支援対象保護者) の数が(1か月平均で)3.5又はその端数を増すごとに1・機能強化型の基本報酬を算定している事業所であって、かつ、主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制が確保されている場合には、専従の社会福祉士又は精神保健福祉士である者を「相談支援員」として置くことができる

<件数の考え方>

- ・1か月平均 = 「前6月間の利用者の数」 ÷ 「6」

⇒利用者の数とは、

指定サービス利用支援(指定障害児支援利用援助)又は指定継続サービス利用支援(指定継続障害児支援利用支援)を提供した支援対象障害者(保護者)の数

- ・計画相談支援・障害児相談支援が一体的に運営されている場合は、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援による件数の合計とする。

<相談支援専門員の兼務について>

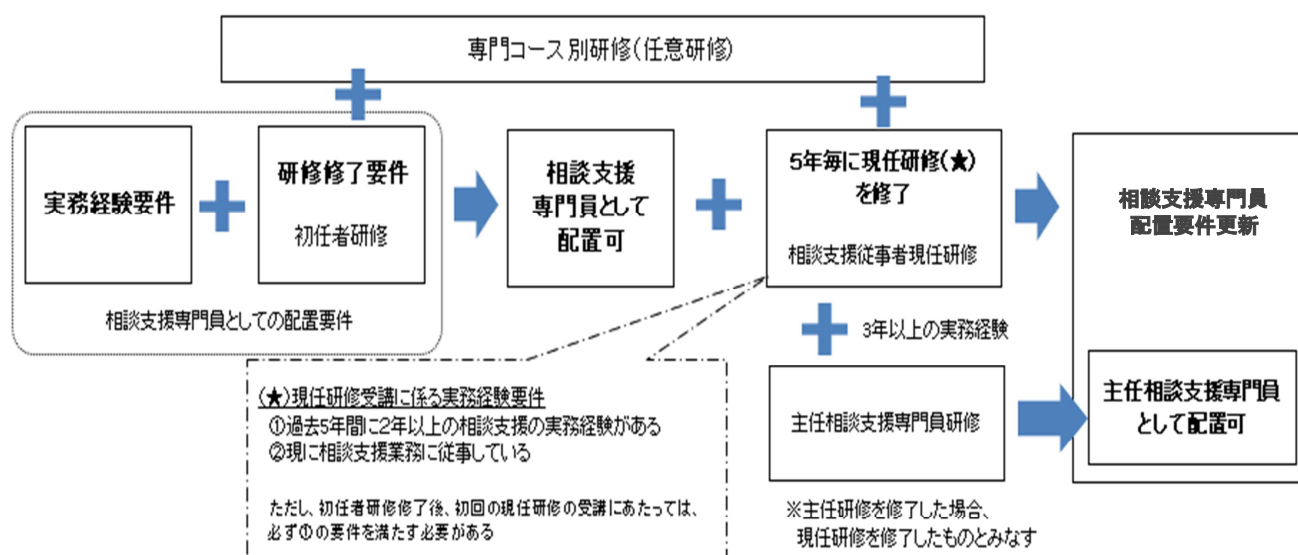
- ・相談支援専門員は、原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の業務に従事させてはならない。
ただし、業務に支障がない場合においては、相談支援専門員を当該事業所の他の業務又は他の事業所・施設等の業務に従事させることができる。

指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業等(指定特定相談事業所又は指定一般相談支援事業所)の業務と兼務する場合については、業務に支障がない場合として認めるものとする。

- ・相談支援専門員が担当する利用者（障害児等）が利用する指定障害福祉サービス事業所等（指定自立生活援助事業所を除く）の業務と兼務する場合については、指定障害福祉サービス事業所等との中立性の確保や、指定障害福祉サービス事業所等と異なる視点での検討が欠如しかねないことから、原則として当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業所等の業務と兼務しない相談支援専門員が継続サービス利用支援（継続障害児支援利用援助）を実施することを基本とする。

【計画：解釈通知第二1(1)】 【障害児：解釈通知第二1(1)】

<相談支援専門員の研修について>



運営基準関係

■勤務体制の確保等

- 事業者は、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに、相談支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 従業者の資質向上のため、研修の機会を確保しなければならない。
- 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした行動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。（セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれる）

【計画：基準省令第20条】【障害児：基準省令第20条】

【主な指摘事項】

- ・月ごとの勤務表が作成されていない。
- ・従業者の日々の勤務時間や兼務状況が明確でない。

★重要★（令和6年度から義務化）

■業務継続計画の策定等

- 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する相談支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じなければならない。

〈業務継続計画に記載する内容〉

- ア 感染症に係る業務継続計画（平時からの備え、初動対応、感染拡大防止体制の確立）
- イ 災害に係る業務継続計画（平常時の対応、緊急時の対応、他施設及び地域との連携）

【参考】

厚生労働省ホームページに「業務継続ガイドライン」のほか、業務継続計画の「ひな型」も掲載されています。

⇒災害編 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html

⇒感染症編 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

○従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

〈研修〉

- ・ 定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること

〈訓練〉

- ・ 事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を 定期的（年1回以上）に実施すること。

※業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービス事業者との連携等により行うことも可

また、感染症の業務継続計画に係る研修・訓練は、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも可

○定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

【計画：基準省令第20条の2】【障害児：基準省令第20条の2】

★重要★（令和6年度から減算適用） -----

■虐待の防止のための措置

○虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話等も可）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図らなければならない。

〈虐待防止委員会の役割〉

- ・ 虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成）
- ・ 虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等）
- ・ 虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行）

※虐待防止委員会の構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の虐待防止担当者（相談支援専門員を配置すること）を決めておくこと。事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可。委員会の検討結果を従業員に周知徹底すること。虐待防止委員会は少なくとも1年に1回は開催すること

〈報告・改善のための方策〉

- ・ 虐待事案について報告するための様式の整備
- ・ 虐待事案の状況及び背景の記録、報告

- ・虐待防止委員会による事例の集計・分析・再発防止策の検討
 - ・労働環境等について確認するための様式の整備と確認内容の集計・分析
 - ・事例及び分析結果を従業者に周知徹底
 - ・再発防止策を講じた後に、その効果を検証
- ※虐待防止の指針を作成することが望ましい

○従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しなければならない。

- ・研修は、知識の普及・啓発とともに、指針を作成した事業所においては指針に基づき、虐待防止の徹底を図る
- ・虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施（年1回以上）するとともに、新規採用時には必ず虐待防止研修を実施すること
- ・研修の実施内容については記録すること。なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない

【計画：基準省令第28条の2】【障害児：基準省令第28条の2】

【参考】

厚生労働省ホームページ

「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（令和5年7月）」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001121499.pdf>

■衛生管理等

○従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

○事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

★重要★（令和6年度から義務化）

○感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話等も可）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図らなければならない。

- ・感染対策の知識を有する者を含む、感染対策委員会は幅広い職種により構成することが望ましい
- ・感染対策を担当する者を決めておくこと
- ・感染対策委員会はおおむね6月に1回以上、定期的開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある
- ・委員会は他の会議体と一体的に設置・運営することも可。また、他のサービス事業者との連携等により行うことも可

○感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しなければならない。

- ・指針には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する
平常時：事業所内の衛生管理、感染対策
発生時：発生状況の把握、感染拡大の防止、関係機関との連携、行政等への報告等
- ・それぞれの項目の記載内容の例については、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」も踏まえて検討すること

○従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

- ・研修の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うこと
- ・定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。
- ・平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うこと。訓練においては、指針や研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施すること。
- ・訓練の実施は、机上及び実地を適切に組み合わせながら実施することが適切である。

【計画：基準省令第22条】【障害児：基準省令第22条】

■内容及び手続の説明同意

○利用申込みがあったときは、障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、利用申込者に対し、サービスの選択に必要な重要事項（運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等）を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得なければならない。

○事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき、書面（契約書、重要事項説明書）の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

書面に記載する事項

- ① 経営者の名称及び所在地
- ② 提供するサービスの内容
- ③ サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- ④ サービスの提供開始年月日
- ⑤ サービスに係る苦情受付窓口

【計画：基準省令第5条】【障害児：基準省令第5条】

【計画：解釈通知第二2(1)】【障害児：解釈通知第二2(1)】

【主な指摘事項】

- ・ 契約時の書類に、契約日の記入漏れ、利用者の署名漏れ等の不備がある。
- ・ 重要事項説明書等に記載されているサービス提供時間等が実態と異なっている。
- ・ 指定を受けた事業について、現に利用の見込みがないため、重要事項説明書、利用契約書を整備していなかった。

■ 給付費の額に係る通知等

○ 法定代理受領により市町村から指定相談支援に係る給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し、当該利用者に係る給付費の額を通知しなければならない。

【計画：基準省令第14条第1項】【障害児：基準省令第14条第1項】

【主な指摘事項】

- ・ 利用者に対し、法定代理受領の額を通知していない。

利用者に代わり給付費を直接受領した場合には、法定代理受領通知書として、市町村名・サービス提供月・給付費名・受領日・受領金額を記載したお知らせを、本来の受領者である利用者に交付してください。

■ 運営規程

○ 指定事業所ごとに、次に掲げる重要事項に関する運営規程を定めなければならない。

- ① 事業の目的及び運営の方針
- ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 （※員数は「〇人以上」でも可）
- ③ 営業日及び営業時間
- ④ 指定相談支援の提供方法及び内容並びに利用者等から受領する費用及びその額
- ⑤ 通常の事業の実施地域
- ⑥ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- ⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項
 - ・ 虐待の防止に関する担当者の選定
 - ・ 成年後見制度の利用支援
 - ・ 苦情解決体制の整備
 - ・ 従業者に対する研修の実施
 - ・ 委員会の設置等に関すること 等

⑧その他運営に関する重要事項

地域生活支援拠点等である場合は、その旨明記すること

【計画：基準省令第19条】 【障害児：基準省令第19条】

【主な指摘事項】

- ・運営規程の記載内容（営業日、営業時間、交通費等）が、重要事項説明書やパンフレット、ホームページなどと相違している。
- ・苦情相談窓口に、通常の事業の実施地域の市町村窓口が記載されていない。
- ・「人権の擁護及び虐待防止のための措置」について、「虐待防止委員会の設置」について記載がない。

■ 掲示等

- 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、サービスの実施状況、相談支援専門員又は相談支援員の有する資格、経験年数、従業者の勤務体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。（ファイルによる備え置きも可）

※従業者の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示することを求めるものではない。

※体制整備加算を算定する場合については、各加算を算定するための要件となる研修を修了した相談支援専門員を配置している旨が分かるよう、併せて掲示すること。

- 事業者は、重要事項の公表に努めなければならない。

※公表の方法はホームページによる掲載等、適宜工夫すること。体制整備加算に関する事項については、事業所内の掲示だけではなく、公表することが必要となるので留意すること

【計画：基準省令第23条】 【障害児：基準省令第23条】

【主な指摘事項】

- ・事業所に勤務する相談支援専門員の、有する資格及び経験年数が掲示されていない。
- ・掲示が、利用者又はその家族等が見やすい場所にされていない。
- ・WAMNET上（障害福祉サービス等情報公表システム）で情報の報告ができていない。
⇒指定更新時に、障害福祉サービス情報システム上未報告となっている事業所に対する、情報公表未報告減算が新設されます。

■秘密保持等

- 従業者及び管理者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 従業者及び管理者であった者が、正当な理由なく業務上知り得た利用者等の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
- サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。

【計画：基準省令第24条】【障害児：基準省令第24条】

【主な指摘事項】

- ・在職中及び退職後に利用者等の秘密を漏らさない旨の誓約書等を従業者から徴していない。
- ・サービス提供開始時に、利用者又はその家族から個人情報提供に関する同意を得ていない。

■苦情解決

- 提供した相談支援又はサービス等利用計画等に位置付けた福祉サービス等に関する利用者又は家族からのサービスに関する苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付ける窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- 苦情を受け付けた場合には、内容等を記録しなければならない。

【計画：基準省令第27条】【障害児：基準省令第27条】

■事故発生時の対応

- 利用者等に対する指定相談支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者等の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。
- 事業者は、利用者等に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

【計画：基準省令第28条】【障害児：基準省令第28条】

■記録の整備

- 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 利用者に対するサービスの提供に関する次の記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。
 - ①福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録
 - ②個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳
 - イ サービス等利用計画案（障害児支援利用計画案）及びサービス等利用計画（障害児支援利用計画）
 - ロ アセスメントの記録
 - ハ サービス担当者会議等の記録
 - ニ モニタリングの結果の記録
 - ③給付決定障害者等に関する市町村への通知に係る記録
 - ④苦情の内容等の記録
 - ⑤事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

【計画：基準省令第30条】【障害児：基準省令第30条】

指導項目整理票【相談支援事業所】

対象サービス	指導項目 (標題)	指導区分	改善を要する事項に係る事例等 (誤った取扱い事例等)	事業者として対応が求められる内容 (適正な取扱い等)	根拠条文等	
1	計画相談支援 障害児相談支援	具体的取扱方針 (モニタリング)	文書	継続サービス利用支援(モニタリング)について、計画通りに実施していない事例が散見された。	市が障がい者の心身の状況等を勘案して設定する実施予定月ごとにモニタリングを実施すること。	基準省令第29号第15条第3項第2号
2	全サービス共通	内容及び手続の説明及び同意 運営規程	文書	指定を受けた事業について、現に利用の見込みがないため、必要書類(運営規程、重要事項説明書、利用契約書など)を整備していなかった。	指定を受けた事業については、現に利用の見込みがない場合であっても、必要書類(運営規程、重要事項説明書、利用契約書など)を整備しておくこと。	基準省令第28号第19条第5条1項、2項
3	計画相談支援 障害児相談支援	従業者	口頭	事業所内での職種が確認できるものがない。	管理者及び相談支援専門員について、職種を明確にするため辞令を交付すること。	基準省令第3条
4	全サービス共通	業務継続計画	口頭	業務継続計画を策定していない。	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。	基準省令第20条の2
5	全サービス共通	衛生管理等	口頭	感染対策委員会等を開催していない。	事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずるよう努めること。 ・感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること ・感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること ・従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること	基準省令第22条
6	全サービス共通	内容及び手続の説明及び同意	口頭	重要事項説明書について運営規程との間で、通常の事業の実施地域、事業所の休み(祝日・年末年始等)が異なる。 重要事項説明書について、相談支援員の勤務形態が実際と異なる。 重要事項説明書の苦情の申出先に倉敷市以外の通常の事業の実施地域の市町の窓口のきさいがない	重要事項説明書の内容は、運営規程・事業所の運営実態、パンフレット等と一致していること。 重要事項説明書の苦情受付について、通常の事業の実施地域である市町の担当課を記載すること。	解釈通知第二の2(1)
7	計画相談支援 障害児相談支援	具体的取扱方針	口頭	大半のケースでサービス担当者会議が開催されていない。	貴事業所では、大半のケースでサービス担当者会議が開催されていない状況が確認された。サービス等利用計画案について、当該計画に位置付けた福祉サービス事業者の専門的な見地からの意見を求めることは重要であるので、意見徴取の場として、サービス担当者会議を活用すること。	基準省令第15条第2項第11号
8	計画相談支援 障害児相談支援	具体的取扱方針	口頭	アセスメント・モニタリングに当たって、利用者居宅等を訪問せずに行っていた。	アセスメント・モニタリングに当たっては、利用者の居宅等を訪問して、利用者等に面接する必要がある。については、アセスメント・モニタリングは、居宅等を訪問して、実施すること。	基準省令第15条第2項第6号、第3項第2号

9	全サービス共通	運営規程	口頭	運営規程の「人権の擁護及び虐待防止のための措置」について、「虐待防止委員会の設置」について記載がない。	運営規程の「人権の擁護及び虐待防止のための措置」について、「虐待防止委員会の設置」の文言を追記すること。	基準省令第19条
10	地域移行支援	体験宿泊加算	口頭	地域移行支援計画において、単身での生活に向けた課題や目標の記載が不十分であった。	当該加算は単身での生活を希望している者に対し、単身での生活に向けた課題、目標、体験期間及び留意事項等を地域移行支援計画に位置付けて、体験的な宿泊支援を行った場合に算定できるため、利用者の状況に応じて地域移行支援計画に位置付けを行うこと。	報酬告示別表第1の5、留意事項通知第三の1(8)
11	地域定着支援	緊急時支援費	文書	緊急時支援費(Ⅱ)について、深夜以外の時間帯に電話による相談援助を行った場合に算定している事例が見受けられたため、同様の事例がないか自己点検の上、過誤調整を行うこと。	緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜(午後10時から午前6時までの時間をいう。)に電話による相談援助を行った場合に算定できる。	報酬告示別表第2の1口(2)、留意事項通知第三の2(2)③
12	計画相談支援・障害児相談支援	入院時情報連携加算	文書	入院時情報連携加算Ⅰについて、医療機関への情報提供を電話で行い加算を算定していた。当該事例では入院時情報連携加算Ⅱに該当するため、過誤調整を行うこと。	入院時情報連携加算Ⅰについては、医療機関を訪問し、医療機関の職員と面談して必要な情報を提供した場合に算定できる。	報酬告示別表の5、留意事項通知第四の6
13	計画相談支援・障害児相談支援	入院時情報連携加算	口頭	入院時情報連携加算について、情報提供を行った時間及び内容の記録がないケースが見受けられた。	情報提供を行った日時、場所(医療機関に向向いた場合)、内容、提供手段(面談、FAX等)等について、記録を作成し、5年間保存する必要があるため、漏れなく記録すること。	報酬告示別表の5、留意事項通知第四の6
14	計画相談支援・障害児相談支援	居宅介護支援事業所等連携加算	口頭	指定居宅介護支援事業所等が開催する会議に参加した場合の記録に、会議の検討内容を踏まえた今後の対応方針についての記載がなかった。	指定居宅介護支援事業所等が開催する会議に参加する場合は、会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。	報酬告示別表の7(3)、留意事項通知第四の8(3)③
15	計画相談支援・障害児相談支援	医療・保育・教育機関等連携加算	口頭	医療・保育・教育機関等連携加算について、記録が必要な項目のうち、サービス等利用計画に反映されるべき内容について記載が漏れている事例が見受けられた。	連携先と面談を行い情報の提供を受けた場合には、相手や面談日時、その内容の要旨及びサービス等利用計画に反映されるべき内容に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。	報酬告示別表の8、留意事項通知第四の9
16	計画相談支援・障害児相談支援	集中支援加算	文書	モニタリング対象月において、集中支援加算を算定しているケースが見受けられたので、過誤調整を行うこと。	当該加算は計画決定月及びモニタリング対象月以外の業務について、月2回以上の居宅等への訪問による面接を行った場合、サービス担当者会議を開催した場合、関係機関が開催する会議へ参加した場合に所定単位数を加算する。	報酬告示別表の9、留意事項通知第四の10

17	計画相談支援・障害児相談支援	集中支援加算	口頭	集中支援加算について、関係機関が開催する会議への参加を行っているケースで、頻回に開催されている状態が見受けられた。	緊急的、臨時的な取り扱いが発生した場合に算定できる加算であるため、モニタリング頻度を改めて検証し、見直すこと。	報酬告示別表の9、留意事項通知第四の10
18	計画相談支援・障害児相談支援	行動障害支援体制加算、要医療児者支援体制加算、精神障害者支援体制加算	口頭	行動障害支援体制加算、要医療児者支援体制加算及び精神障害者支援体制加算について、体制が整備されている旨、事業所に掲示がなされていなかった。	当該加算の算定にあたっては、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要がある。	報酬告示別表の12、13、14、留意事項通知第四の13、14、15